

(書 式 1 - 1 0)

会 社 債 権 者 の 新 設 分 割 に 異 議 あ る 場 合 の
異 議 通 知 書

異 議 通 知 書

前 略

貴 社 か ら の 平 成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 催 告

書 を 受 領 致 し ま し た 。

貴 社 の ご 通 知 を 慎 重 に 検 討 し ま し た が 、 平
成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 開 催 の 株 主 総 会 に お い
て 分 割 に よ っ て 、 会 社 を 設 立 す る こ と を 決 議
さ れ た こ と に 、 私 は 貴 社 債 権 者 と し て 遺 憾 に
思 い ま す 。 今 回 の 会 社 分 割 に 対 し 、 異 議 を 申
し 述 べ ま す 。

草 々

平 成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 丁 目 〇 番

〇 〇 〇 〇

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社

代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇 殿

解説

新設分割は債権者の利害に影響を与えることから債権者保護の必要がある。

会社は、分割に異議があれば一定期間内に異議を述べるべき旨等を公告し、かつ、判明している債権者には各別に催告しなければならない。

本件は、債権者からの催告書に対する異議通知書の文例である。

催告異議期間は、1箇月以上必要で、この期間内に異議がない場合は承認があったものとされ、債権者が異議を述べたときは、会社は弁済、担保提供、弁済を目的とした財産の信託をする必要がある。ただし、新設分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

